令和３年度第１回大阪府教育行政評価審議会

※□内は委員から事前聴取した意見

１　日時　　令和３年７月30日（金）16:00～18:00

２　場所　　府庁別館６階　委員会議室

３　出席委員　　明石会長、田中副会長、奥村委員（Ｗｅｂ参加）、小田委員、藤田委員、渡辺委員

４　議事概要

（１）開会

○　教育行政の点検及び評価について、事務局から説明。

○　資料１　「教育行政の点検及び評価について」により、事務局より説明。

○　事務局より、今後の審議予定及び各委員に担当いただく基本方針（案）について伺い、委員了。

（２）審議

基本方針５について

○　資料２－１「点検及び評価調書（案）　基本方針５　子どもたちの健やかな体をはぐくみます」により、事務局から説明。

○　資料２－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜学校における「早寝早起き」に関する取組の充実（具体的取組99）＞  　生活習慣が乱れて昼夜逆転になっていく原因の一つに、ゲーム、YouTube等への時間制限のない生活が続いている現状がある。これが不登校や大幅遅刻の原因になっている場合もあり、保護者だけでは対応が難しいという相談事例も寄せられている。  　児童生徒の実態に即した具体的な対応や施策として、取り組まれていることがあれば、うかがいたい。 |

＜事務局＞

委員のご意見にあるように、不登校の要因として、就寝や起床時間が定まらず、昼夜が逆転するというような「生活リズムの乱れ」に起因するものがあると考えている。

不登校や遅刻の未然防止に向けて、基本的な生活習慣を定着させることが大切であり、そのためにここでお示ししている、自分の睡眠時間を日々記録したり、また睡眠の重要性を学ぶというような「眠育」が有効な手立ての一つであることを、市町村教育委員会の指導主事に連絡会を通じて毎年お伝えしている。

また、昼夜逆転などの生活習慣の乱れは、児童生徒を取り巻く環境によってさまざまな要因が関わっているものと考えられる。そのため、府教育庁としては、教職員がすべての児童生徒を対象として、児童生徒の状況、様子を同じ基準で見とり、組織として潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に発見し、適切な支援につなげていく、いわゆる「スクリーニング」の取組みを、市町村教育委員会にお願いしているところ。

＜委員＞

説明いただいたように進めていただけるということで、本当に頼もしく思う。発達障がいの子どもの中でも、保護者からの相談があるところで、概念として、ゲーム障がいという診断名が入って、いわゆる治療対象になっているということからすると早期に対応していくことが非常に大事なことだと思う。

そういった意味で、基準を持って取組を行い、潜在的な課題を発見し、早めに対応していく中で、不登校とか、生活の乱れにより、引きこもり等にならないような対応を行っていく必要があると私も思っている。

|  |
| --- |
| ＜学校体育（具体的取組93）＞  　自分が審議会委員に着任してから一貫して指摘させていただいていることであるが、義務教育段階での体力づくりを、学校体育における第一義の目的に置くことが、学習指導要領体育編の目標に掲げられている「豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力」を育むに資する目標設定なのかについては見直す必要があるのではないかと考える。  　例えば縄跳びや長距離走の実施率を目標にすることが、生涯スポーツの観点で、子どもたちの将来のスポーツライフに於いて、「週あたりのスポーツ実施率」に貢献するのか否かは慎重に判断すべきである。体力向上に於いては縄跳びや長距離走という運動種目は、確かに「持久力を養う」効果を有する運動であることは確かではあるが、この種目の実施率を目標とすることが、日本スポーツ協会が「スポーツは自発的な運動の楽しみを貴重とする人類共通の文化」とうたう「自発的な運動の楽しみ」に触れさせることに大切な指標となりえるのかは慎重に判断いただきたいと考える。むしろ、その数値を追うことが、子どもの運動離れや、学校現場の体育実践を硬直化させ、学校体育と日常にあるスポーツ文化との乖離を誘発するのではないかという視点が必要ではないだろうか。 |

＜事務局＞

委員からは昨年もご指摘をいただいている。

府では「子どもの体力づくりサポート事業」や「子ども元気アッププロジェクト事業」等を通して、運動習慣の定着や体力向上を図ってきている。また年間３号発信している「子ども元気アップ新聞」「大阪ティーンズアスリートプレス」を活用しながら、運動機会の重要性や同世代の生徒の共感や応援する気持ちをはぐくみ、スポーツへの興味関心が高まるよう取り組んでいるところ。

　生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するためには、体育科の学習を通して、運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた、する・みる・支える・知る、の多様な関わり方と関連づける必要があると認識している。

昨年度は、子どもが体を動かす喜びを感じてもらうための授業づくりを目的として、小学校教員を対象に実技研修を計画していたが、新型コロナの影響から中止となった。そのため、研修内容についての動画を作成、保健体育課のホームページに掲載し、授業の工夫・改善ツールの提供をさせていただいた。今年度は、８月にこれを実施予定であるが、実施については感染状況を鑑みながら判断を行う。

また、昨日７月２９日に「わくわくスポーツ教室」としてエディオンアリーナで実施した。府内の小学校１年生から６年生の５３名が参加し、体操、卓球、バスケットボール、車いすスポーツを行い、子どもたちに身体を動かす楽しさを実感してもらえたと思っている。保護者に対して行ったアンケートの結果も、高評価であった。

委員ご指摘の通り、縄跳びや長距離走の実施率のみにとどまらず、教員が、体育の授業を魅力的なものにし、運動の楽しさや喜びを味わい、全ての子どもたちに自信と意欲を持たせることが重要と考えるので、引き続き多様な取組みに努めてまいります。

また、目標設定を見直す必要があるのではないかという指摘については、次回計画を改定する際に検討させていただきたいというふうに考えている。

＜委員＞

毎年事務局からの回答の中に、子どもの運動習慣の充実、スポーツへの興味関心ということを大事にしているとあるが、私は本来、ここがダイレクトに見ることができるような指標があるべきと考えている。

ただ、児童の体力低下が、平成に入り、非常に大きな問題になっており、それに応えるための指標になっているということは重々承知している。

しかし、あまりここに全てが集約されるということになると、逆に現場の実践を硬直化させたり、この種目が苦手な子どもたちが、この種目が毎回やってくることにプレッシャーを感じることが果たしてどうなのかなど、いわゆる体力向上ということに対するデメリットも考えられる。次回計画における目標等の見直しの際、こういう意見もあったということを参考にしていただきたい。

もう1点、今のお答えの中で体育授業を運動機会として大切に捉えておられるのは非常に共感する。総合型地域スポーツクラブ等の運動の機会は、本来は学校体育の授業と、地域の運動機会と連携協働していくというのが体育科教育の今後のあるべき姿という研究も進んでいるところである。この意見の趣旨が反映されるような教育実践の方を期待している。

|  |
| --- |
| ＜総合型地域スポーツクラブについて（具体的取組96）＞  　総合型地域スポーツクラブについて、大阪府の取組として支援を行なっている旨を、各総合型地域スポーツクラブの事業案内などに明記してもらってはどうか。  　私の地元にも総合型地域スポーツクラブがあるが、この主催が不明瞭なため、実施されているプログラムの内容への信頼性に少し疑問を持ってしまっていた。　大阪府の取組として支援を行っている旨を利用者にわかりやすく示すことにより、各スポーツクラブと大阪府に対しての信頼性の向上、イメージアップにつながるのではないか。 |

＜事務局＞

総合型地域スポーツクラブは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるということを目的に、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブとなっている。

　お示しいただいたとおり、大阪府としては、広域スポーツセンター業務としての役割を担っており、公益財団法人大阪府スポーツ協会や市町村と連携し、各スポーツクラブの発表の場の提供、広報による支援、相談役としてのアドバイザー派遣などの事業を行っている。

来年度からは、スポーツ庁において「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」が導入されると聞いており、登録基準を満たしたクラブとして、信頼性の向上に繋がるのではないかと考えている。

今後とも、いただいたご意見を踏まえ、大阪府としても総合型地域スポーツクラブのさらなる支援に努めてまいりたいと考えている。

＜委員＞

我が子のところにも、総合型地域スポーツクラブの案内等が来て、そういうのがあるということは知っていた。保護者として「総合型地域スポーツクラブ」という名前で案内が来て、この名前だけ聞いたときに、どこがやってるんだろう、この実施主体等はどうなっているのかと疑問を持ってしまった。

せっかく良い取組をしていただいているので、大阪府の公金を使ってやっているというところもアピールしていただくと、より信頼性が増して参加される方も増え、より活性化されると感じたので、質問させていただいた。今後、ＰＲや大阪府が関わっている、支援をしているということがもっと伝わるような、例えば案内に1文掲載するとかでもいいと思うので、ちょっと提案をしていただくだけでも、実施されているスポーツクラブのメリットにもなると思う。ご検討いただいたら嬉しい。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

基本方針5に関しましては、3人の委員の皆様からご意見をいただいた。

子どもたちの早寝早起き、生活リズムの確立、それができていないことが、不登校等の要因になっているといけないというご意見。生活リズムの確立を市町村に指導しているという取り組みの紹介があったが、一層徹底していただければと思う。

単に縄跳び、長距離走の目標にこだわることなく、スポーツの楽しみや魅力について、次回の計画改定にはそういう指標も加味しながら検討いただきたいというご意見。そのような方向で検討したいと事務局から回答をいただいた。

総合型地域スポーツクラブのＰＲについて、保護者としては、そういう取り組みはわかるが、誰が主催となってやっているのか、わかりやすい案内等や情報を発信していただきたいというご意見。事務局からも意見を参考にさらなる支援に努めてまいるとの回答をいただいた。

〇　会長より、事務局に整理した委員の意見をまとめ、本日の審議結果につきまして案を作成するように指示。案については、委員に改めてご確認いただくこととなった。

基本方針６について

○　資料３－１「点検及び評価調書（案）　基本方針６　教員の力とやる気を高めます」により、事務局から説明。

○　資料３－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○審議

|  |
| --- |
| ＜評価・育成システム（具体的取組110）＞  　教員評価について、授業アンケートをもとに生徒の声に耳を傾け、教員の授業改善につなげていこうという趣旨は理解できる、一方で、それが教員評価と連動しており、勤勉手当にも反映される形になると、教員が新しいことにチャレンジしにくくなったり、授業の悩みを打ち明けにくくなったり、教員同士の協働的な取り組みを生みにくくなったりしてしまわないかが心配される。  　本来、授業に不安がある教員がいたら、その教員が１人で悩みを抱え込まずに済むように、組織的・協働的により良い授業に向けた取り組みをしていただきたく思う。  　今回、教員評価が的確に行われるよう評価・育成者研修等が実施されたとのことだが、どのような研修会が実施されたかについて教えてほしい。 |

＜事務局＞

研修の内容についてのご質問だが、その前に授業アンケートについて説明をさせていただく。

授業アンケートは、実際に授業を受けた生徒でないと気づかないことなどを把握することで、魅力的な授業やわかる授業になっているかを判断し、より客観性を確保した評価を行う上での貴重なツールと認識している。

また授業アンケート結果については、各先生の個人の課題で終わらせることなく、教科ごとや学校全体の集約を行い、教科全体の課題として、教科会議で議論したり、学校全体の課題として、校内研修を実施したりすることにも活用することとしている。

先生がたが授業に関して相談しにくいのではという点については、評価・育成システムで全ての教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けて意欲的に取り組まれることを重視している。

このため、校長先生等の評価者は、授業アンケートの結果や授業観察により明らかになった課題について、課題改善方策の指導助言を行うなど、授業力の向上に向けての支援を行うこととしている。

このような支援の結果や、目標達成に向けた教職員の意欲的な取組みなどについて、育成の観点も踏まえ、適正に評価することとしている。

また、令和2年度の評価・育成者研修に関して、研修の主な内容は、手引やマニュアル等を活用しながら、新任の校長、準校長、教頭、事務部長に対しまして、評価・育成システムの概略と評価の理解を得ることを目的とし、これまでの経緯、本システムの趣旨、実施方法、特別な対応が必要なことや、年間のスケジュール等について実施している。

また、全ての校長、準校長、教頭、事務部長、あるいは市町村教育委員会に対して、システムのチェックポイント、育成評価者の役割、職務遂行状況の把握方法等の理解を深めることを目的に、業績評価、能力評価、総合評価、それぞれの評価方法や重要なポイントや、授業アンケート結果を踏まえた評価の流れ、日常的な観察と記録や、授業観察の重要性、それから効果的な日々の指導助言のあり方について実施した。

加えて、外部講師を迎え、育成評価者の役割をテーマに、目標設定のチェックポイント、面談の進め方や心構え、評価の進め方、評価バイアスの注意点や対処法、自己の評価傾向の診断および診断結果への対策等について研修した。

引き続き育成評価者に対して、毎年度研修を実施するとともに、教職員の意欲、資質・能力の一層の向上を図るため、本システムの適切な運用に努めたい。

＜委員＞

授業アンケート等をもとに教員が授業を改善していくことはすごく大事なことだと思うが、それが教員評価と連動して、勤勉手当にも反映されるとなると、やはり悪い評価を受けたくないと思うことは、誰しもあると思う。そういった教員が1人にならないように、本来はその組織的な改善を目指して、協働的な取り組みを促すような形で取り組んでいただけたらと思う。

|  |
| --- |
| ＜教職員の資質向上に向けた支援（具体的取組112）＞  　指導が不適切であると思われる教員を把握していると伺った。そうした教員が在籍する学校に対しては、教員評価支援チームが訪問し、指導力の改善に向けた取り組みの支援を行うこともあるようだが、そうした支援を受けておられない教員もいるようである。  　教員評価支援チームの支援を受けていない教員や、その教員の所属校に対して、どのような支援が行われているのか。 |

＜事務局＞

指導が不適切である教員とは知識、技術、指導方法、その他教員として求められる資質、能力に課題があるために、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でないもののうち、研修によって指導の改善が見込まれる者をいう。

この指導が不適切である教員への支援、また支援、対応の仕組み、システムだが、まずは校長、准校長、市町村教育委員会は、指導が不適切であると思われる教員について授業観察等を通じ、課題を把握し、校内での指導、研修により改善を図っている。

その過程で校長等から要請があれば、府教委は教職員室、教育振興室、市町村教育室、府教育センターの関係課で構成する教員評価支援チームを派遣し、課題解決に向けた支援を行う仕組みになっている。

委員からご質問があった教員評価支援チームの支援を受けていない教員、またその教員の所属校に対する支援だが、今説明したように、教員評価支援チームの派遣を行わない場合についても、まずは管理職が中心となって、校内での指導、研修により改善を図っている。その場合、校長等と連携を図りながら、必要に応じて、研修教材の提供や研修の進め方等について、指導助言を行うなどの支援をしている。

今後とも、指導が不適切な教員の状況を的確に把握し、効果的な校内研修、またその後の指導改善~~、~~研修等の実施により、指導力の改善に向けた取組みを進めていく。

＜委員＞

教員評価支援チームの支援を受けていない学校についても、その学校の中で該当する先生に対して支援する、その支援に関して、府教委が研修の進め方などの指導・助言をしているとの回答であった。今後も必要に応じて、学校への支援も含めて考えていただけたらと思う。

＜委員＞

これまで天王寺区の小学校を中心に、教員の方のインターンシップを受け入れる取組みを行ってきた。その中でお互いに良い点を学ばしていただいたと思う。今後もそういう形の取組みを発展的に継続的にしていただける機会があれば、生徒・教員両方の受入れ等について、一緒に協力していきたいと思っている。

＜意見まとめ①＞

＜委員＞

基本方針６について、まず２点のご意見を紹介させていただいた。

評価・育成を的確に、今後とも研修に活かしていくべく、1人でそういう悩みや抱え込むことがないように、組織的な、協力的な体制で評価・育成システムが推進できるようにというご意見。

また、教職員の資質向上に向けた支援についても、校内支援等、教員の実態、必要に応じて支援の在り様についてのご意見。事務局からも見解をいただいた。併せて、委員から、企業で教員のインターンシップをということで、この間、職場とインターンという経験をいただいて、今後ともそういう発展的な連携を進めていけたらというご意見をいただいた。

|  |
| --- |
| ＜リモートによる初任者研修の実施（具体的取組102）＞  　昨年度、今年度に渡り、リモート研修が必然的になっていると思うが、この初任者研修におけるリモート研修の利点と課題についてお聞きしたい。  　特に、参集研修の意義として、他の学校の初任者間のコミュニケーションや情報交換もの意義も大きいと思っており、今後に向けての方針があれば併せてうかがいたい。 |

＜事務局＞

教育センターでは昨年度より、法定研修においてもほとんどがウェブを活用したオンデマンド型での実施となっている。これによる利点は、研修場所への移動時間が削減できるということ、配信動画を何度でも繰り返し視聴できること、聞き逃したときに前に戻って聞き返すことができること、分割して視聴ができることなどが挙げられる。

一方で、本来なら研修を受けるために校外出張しているはずだが、教員が校内にいるということで、研修を中断して、児童生徒の対応をしてしまう状況もある。

Ｗｅｂ研修に集中して取り組めるような、一定の時間の確保、機器や場所の環境整備なども含めて、校内体制の確立が今後課題であると認識している。

また委員のご指摘にもあるが、とりわけ初任期においては、交流を通じて他の教職員の実践を知るということが大切な学びであると認識している。

教育センターでは、実技を伴う研修、また参加者間での協議を主な内容とする研修について、集合形式で計画はしているが、感染状況等もあり、なかなか集合ができていない。なんとか集合形式での実施にこだわって開催日程をずらす等、調整をしているところ。今後も感染状況にもよるが、受講者のニーズや研修内容、ねらいに沿った実施方法の工夫について、引き続き模索していきたいと考えている。

＜委員＞

本当に事務局の見解のとおりだと思う。昨年度、今年度のこの状況においても、こうしたオンデマンド等での初任者研修ができるという、発見と驚きもあった。しかし、これが続き、校外研修の意義っていうところが、薄れないような形で、参集型の研修ということも非常に初任者時期の大事なことになると思うので、是非これに関しては機会をなくさないような方向でいてほしいと思う。

|  |
| --- |
| ＜優秀な教員を確保していくための方策（具体的取組100）＞  　大学においても教育学部志望の学生がやや減少している原因に、不祥事や教員の仕事内容等へのネガティブな報道が影響している側面も大きいようで、危惧している。  　今後、優秀な教員を確保していくための新たな広報等の方策があればお聞かせいただきたい。 |

＜事務局＞

優秀な教員の確保という質問について、ご指摘のとおり全国的にも教員採用選考の受験者が減少傾向にある。教育力の向上のためには、第一線で子どもたちの成長に関わる教員について、熱意ある優秀な人材確保をすることが重要である。

このため大阪府では、教員採用選考テストにおいて一人でも多くの受験者を確保するために、広報活動の一環として、受験説明会を開催するとともに教職課程を設置する大学を個別訪問するなど、教員を目指している学生に学校現場の状況、また仕事のやりがい等を直接伝えるなど、大阪の教育現場の魅力発信に努めている。とりわけ今年4月に開催した受験説明会では、前年度に採用されたばかりのフレッシュな先輩教員をパネラーとするパネルディスカッションを開催し、改めて教員になって感じたやりがい、また選考テストの受験対策等について語ってもらい、参加した学生も熱心に聞き入っていた。

　また、採用選考テストの工夫改善点として、平成25年度から実施している大学等推薦者を対象とした選考区分の拡充、また幅広く受験者を確保するための教職経験者や社会人経験者等への加点制度の適宜の見直し等を行っている。

なお、国においても、令和3年1月に文部科学大臣のもとに令和の日本型学校教育を担う教師の人材確保・資質向上に関する検討本部が設置され、教員養成、採用等のあり方についても検討が行われている。

今後とも、熱意ある優秀な教員を確保するため、広報活動の充実を図るとともに、幅広い人材確保に向けた採用選考テストの工夫改善等に取り組んでまいりたい。

＜委員＞

優秀な教員については、本当に教育に熱意を持ってということが大事になってくると思う。しかし、あまり良くない情報がいろいろ流れてしまっているところも非常に危惧しているところである。本当にこうした教員を希望する学生、または高校生を増やしていく必要があるということを切実に思っているところ。

|  |
| --- |
| ＜若手教員の任用（具体的取組108）＞  　指導主事への若手教員の任用について、意義も大きいと思うが、やや不安材料もある。現職経験が後々大きな財産になると思うからである。この点への配慮等があればうかがいたい。 |

＜事務局＞

若手教員の任用に関する意見について、現場の経験が、後々大きな財産に繋がるのではないかと、この点についてどういう配慮しているのかというご質問についてお答えする。

まず、小・中学校については、若手教員をその市町村教育委員会事務局の指導主事に任用して、教育行政を２、３年経験した後、再び学校現場の首席や指導教諭等として経験を積ませる取組みをしている。これにより、複数校で経験を積むということができ、加えて教育行政の視点を持って学校現場での職務に従事するということができている。特に首席や指導教諭として学校現場に戻った教員は、教育行政を経験しているので、その役割を明確に意識して職務に当たっており、学校運営において大きな役割を果たしている。

府立学校についても同様の取組みを行っており、指導主事を経験することを、そこが最終ということではなく、一つのキャリアパスとして捉え、府教育庁で教育行政を数年経験した後、学校現場に異動させることにより、これまでと違った観点を持ってより広い視野で活躍することができていると聞いている。

また教育庁では、学校現場から若くして指導主事として着任した新任指導主事を対象とし、学校づくりや学校組織マネジメント等について理解を深める目的で、経験豊富な教員系の幹部を講師として研修を実施し、学校現場での経験も含めた知識の伝承に努めている。今後ともこれら様々な取組みにより、次代を担うリーダーの育成に努めていく。

＜委員＞

指導主事の若手任用ということの意義は重々承知しているつもりだが、やはり経験が少なく指導主事に任用されてしまうことについて、今ご回答いただいたみたいに、後々また現場に戻る、もちろん現場に戻ることの意味はあると思うが、本人が納得していく形でやっていくのは、それがいいかなと思うが、一方ではしっかりと実践力をしっかり積んで、指導主事になることが、これからの施策にもプラスになる部分があり、マネジメントだけではなく、実践力を思い切ってやれるような、そんな人材を育成していくことも、今後指導主事としての大きな力を発揮できることにつながるのではないかという意味で意見をさせていただいた。

＜委員＞

教育は人なりというが、子どもにとっての最大の学習環境は、教員の存在ではないかと思う。

私は大学で教員の養成にも関わっているが、今現場で教員が求められる力は、あえて三つ挙げるとすれば、授業力と子ども理解力と、そして保護者等対応力ではないかと思う。そういう意味では熱意があって、優秀な人材確保、大学の養成機関でも、「先生授業が上手いですね。」「子どもの気持ちをよく掴んでいますね。」「保護者から信頼されていますね。」そういう評価をうける教員を養成し、現場に送り出していくっていうことが使命かと思う。

現場の声を率直に申し上げると、やりがいはある。そして公務としての職責の自覚もある。もう一つと本音で聞けば、「給与面で待遇が改善されたらもっと嬉しい」という声も聞く。やりがいと職責とそして稼ぎと言うが、三つをバランスよく今後とも充実させることが、現場の願いであるので、教育庁からもご支援いただければと思う。

＜委員＞

保護者としても、子どもに一番接する教員の働きやすさが一番重要ではないか、それが子どもたちに影響するのではないかと思っている。教員が本当に毎日やりがいを持って楽しいと思って仕事をする、子どもたちに対応してくれることが一番の保護者の願い。

給与面についても、直接校長先生などからお話を伺う機会があり、大阪府は一律公務員の給料カットされてしまった、すごく厳しいというようにおっしゃられて、本当にそうだなと感じた。個人的に見た情報でも、先生たちの平均勤続年数が、都道府県別見たときに大阪府が一番短く、13年とあった。教員が長く勤められるような環境整備を、ぜひお願いしたい。

＜意見まとめ②＞

＜委員＞

基本方針6後半、三つのご意見をいただいた。

リモート研修のメリット、あるいはデメリットも触れていただいたが、今後とも、こういう検証も踏まえながら、実地研修の充実に向けて、努力いただくということが確認された。

また、優秀な教員の確保、そして実践力のある若手指導主事の登用等につきましても今後とも一層充実を図っていただくという事務局からのご回答をいただいた。

基本方針７について

○　資料４－１「基本方針７　学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます」により、事務局から説明。

○　資料４－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○審議

|  |
| --- |
| ＜学校経営計画（具体的取組115）＞  　学校経営計画に示す教育目標の実現度が令和２年度実績で81.5%と高くなっている。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大変な中だったと思うが、高い教育目標の実現度となった理由をどのように捉えているか。 |

＜事務局＞

ご指摘の学校経営計画に示す教育目標の81.5という高い実現度についてだが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業や感染拡大防止のため、一定、様々な行事との連携や活動を制限せざるを得ない事情があった。各学校では、例えば、海外研修、語学研修、国際交流などの他にも、地域との連携やボランティア、インターンシップなどの行事や郊外で行う実習・地域交流等の実施を見送らざるを得ないという実態があった。その中でも実施できた取り組みについては、児童生徒にとって喜びが非常に大きく、満足度が上がった可能性があると考えている。学校教育自己診断等によって、児童生徒の意見を吸い上げており、反映されているのではないか。また、実施できなかった取組みに関しては、評価の対象外となったことも、一定、影響したと考えている。この指標に係る考察については、令和2年度のみではなく、もう少し長いスパンで考えていく必要があるため、引き続き、注視していきたい。

＜委員＞

昨年度は、臨時休校もあり、学校も生徒も非常に大変だったと思う。その中で、生徒の声を聞きながら取り組んだことが、生徒の満足に繋がったのではないかということだが、それは、非常に大変だったと思うが、大事なことだと思う。新型コロナウイルスの影響で、制限せざるを得なかった取組みについては、評価の対象外となったとのこと。昨年度は、予想外の事態の中で、確かにそういった対応は理解することができる。ただ、今年度は、ある程度、新型コロナウイルスの影響を踏まえた取組みができているのではないかと思う。昨年度の生徒の声を聞きながら取り組んだことを生かして、数値だけではなく、よりよい学校教育に向けた取組みができているかという視点で、説明にもあったが、長期的に、取り組んでいただければと思う。

|  |
| --- |
| ＜開かれた学校づくりについて（指標44）＞  　開かれた学校づくりを推進するという観点でいうと、保護者の学校行事への参加はもちろんのこと、生徒、保護者へのアンケート調査により、ニーズを汲み取るとともに、それにどう対応していくかを検討し、保護者等へ示していくことが重要である。 |

＜事務局＞

ご指摘の点については、お示しのとおり、開かれた学校づくりを推進することは非常に重要であり、具体的には全ての府立学校において、保護者、地域住民、学識経験者等で構成された学校運営協議会を全校に設置し、学校運営や学校の課題に対し、様々な意見をいただき、学校運営に活かしているところ。

学校運営協議会の議事録や学校教育自己診断の結果・分析等については、学校のＷｅｂページにおいて公開するなど、保護者等にその内容をお示ししている。

また、ご指摘のアンケート調査によるニーズのくみ取りについても、学校行事等を実施する際に、学校において、例えば、受付でアンケート調査などを行い、生徒・保護者のニーズの把握に努めている。今後とも、生徒・保護者のニーズを反映した学校づくりを進めてまいりたい。

＜委員＞

様々に考えながら、取り組んでいただいていることが分かった。ホームページや配布物における保護者への示し方については、より分かりやすい言葉で表現するよう工夫していただければよいのではないかと思う。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

基本方針7について、委員からご意見をいただき、事務局から丁寧に説明いただいた。

学校経営の計画目標の達成について、コロナ禍で制限があったにも関わらず、子どもたちの声を真摯に聞いて、向上させたということだが、制限のため取組みを対象から外したものもあるとのことで、今後、長いスパンで数値を見ていくという見解があった。

開かれた学校づくりについて、学校運営協議会で、地域、学校そして家庭が連携して取り組んでいることが説明された。委員から、保護者へより分かりやすく、丁寧な表現で、ホームページ等で案内いただければという提案があった。

基本方針８について

○　資料５－１「点検及び評価調書（案）　基本方針８　安全で安心な学びの場をつくります」により、事務局から説明。

○　資料５－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○審議

|  |
| --- |
| ＜地域と連携した自然災害を想定した避難訓練（具体的取組126）＞  　「地域と連携した自然災害を想定した避難訓練の実施率」について、昨年度は中学校の伸び悩みについて、指摘させていただいたが、今年度のデータでは計画策定に比べ、中・高・特別支援学校の実施率が伸びた一方、小学校が減少するなど、「防災教育」の必要性が学校現場に浸透しているのかが気になる。  　コロナ禍において、地域連携での避難訓練も実施を見合わせなければならなかったかもしれないことは推察されるが、コロナの状況に関係なく自然災害は容赦なく襲ってきて、現実的に大きな被害が生じる地域が毎年あることを考えると、「防災教育」実施の重要度はかなり高いということを学校現場に周知することも大切ではないかと考える。 |

＜事務局＞

防災教育の充実の必要性については認識しており、指示事項や指導助言事項においても、取り組みの重点として、府立学校や市町村教育委員会に対し、今後発生が予想される自然災害に備え、学校の実態に応じ、幼児や児童生徒の命を守るため、地域と連携した取り組みが必要であり、子どもたちが自らの命を守り抜くための主体的に行動する態度を育成する防災教育の充実を図るよう指導しているところ。

指標として設定している、地域と連携した自然災害を想定した避難訓練の実施につきましては、計画策定時と比較すると、中・高・支援学校において増加しているが、前年度と比較すると、小学校において大きく減少しているところ。その理由は委員からご指摘のように、新型コロナウイルス感染症の影響から、従来の避難訓練の実施方法では引き渡し訓練等を実施していたが、それを見直し、地域や保護者の方の参加を控えた場合が多かったためと考えている。

しかしながら、当課で確認しているところでは、自然災害を想定した避難訓練の実施率は96.8％、また複数回、避難訓練を実施した学校が72.7％あり、委員からご指摘いただいている必要性については浸透しているという認識をしているところ。

引き続き、令和3年度は、防災教育のさらなる充実に向け、自然災害を想定した避難訓練の実施率を少なくとも令和元年度の実施状況に戻すとともに、中学校における実施率の向上、教職員向けの研修や学校への情報提供の取り組みを実施して実施してまいりたい。

＜委員＞

意見に書かせていただいたように、新型コロナウイルス感染症に関係なく、自然災害というのは起こりえるのは当然であり、それに対しての備えという形で、引き渡し訓練等の実施が難しいのは当然承知しているが、それに代わり、いざというときに動きが取れるような仕組みなど、学校の取り組みが必要だと考える。事務局に示していただいたように、90％以上の学校がそういう自然災害を想定した取り組みを行っていると伺い、非常に安心したところ。引き続き取り組みを期待したい。

＜委員＞

防災意識というか、日ごろから「備えあれば憂いなし」と言うが、識者の見解によれば、南海トラフ地震、100年周期で見たときに、今後2030年から2050年にかけまして、80％以上の確率で発生するとも言われている、マグニチュード9、そういう大きな地震が起こったり、あるいはこの度のゲリラ豪雨によって、熱海では大きな災害があった。

災害がいつ起こっても、という意識で、今後とも防災教育や地域連携を深めていただきたい。

|  |
| --- |
| ＜地域安全センターの役割の周知（具体的取組127）＞  　地域安全センターについては、令和２年３月末時点で、全小学校区に設置完了ということだが、保護者にはその存在が知れ渡っていない。地域安全センターがどういうことを行う施設なのか等、情報発信を積極的に行い、広く周知と理解いただくように努めていただきたい。 |

＜事務局＞

まず、地域安全センターについて少しご説明をさせていただく。地域安全センターは公民館等を地域防災防犯活動の拠点とし、様々な防犯ボランティア団体がネットワーク化を図り、学校、行政、警察、地域が一体となって地域の防犯力を高めて、高めていっている場所。同センターについては令和2年度に唯一の未設置小学校区においても設置が完了し、現在府内政令市を含め全975区に設置が完了しているというような状態。

事業活動についてはセンターを中心として、防犯ボランティア団体、学校警察行政とともに、子どもの安全見守り活動支援や、防犯教育等を行うことにより、防犯ボランティア活動の活性化、地域防犯力の向上を目指しているもの。同センターでの活用については、現在府ホームページ、Ｔｗｉｔｔｅｒ、同センターへの掲示物等である防衛治安対策ニュースなどにより情報発信をしているところ。

同センターの活動が、保護者の皆様を初め住民の方々も含めて、知れ渡っていないというようなご指摘は真摯に受け止めさせていただき、引き続き、活動状況等の情報発信に努めまして広く周知と理解を求めていきたいと考える。

＜委員＞

地域の各種団体が連携されているというのは実態として私どもも感じている。これからも広く周知に努めていかれるということで、安心はしたけれども、今後もより一層周知が図れるように努めていただきたい。

|  |
| --- |
| ＜警察と連携した交通安全教育の実施（具体的取組129）＞  　私の地元の幼稚園では、警察が実際に来園し、子どもたちに交通安全指導を行ってくれているようである。  　交通安全教育については、警察と連携することにより、より充実した内容となると考えるため、今後も警察と連携ながら、交通安全教育に関する取組をすすめてほしい。 |

＜事務局＞

警察と連携した交通安全教育については、府立学校や市町村教育委員会に対して、学校において、交通安全教室を開催し、自転車利用者を含む交通安全に関する指導の充実を図るよう指導しているところ。また、学校における交通安全教室の充実を図るため、毎年教職員を対象とした研修会を実施するとともに、府警察本部にも講師をお願いしている。

交通安全教室の実施状況は、府内の公立学校では約5分の1、小学校では約4分の1の学校において、警察と連携した交通安全を実施、安全教室を実施している状況。今後も学校での警察と連携した交通安全教育の充実に向けまして、研修などに取り組みを進めてまいる。

＜委員＞

子どもが通っていた幼稚園における話で、警察と市町村が連携していると認識していた。一方、警察と大阪府の関わりがあるのだということは知らなかった。事務局の回答をうかがって、警察と連携していることを知ったので、そのことをもう少し広く周知いただければ、行政に対する肯定的なイメージを持っていただけるのではないかと思う。

＜委員＞

交通安全教育について、先般西成区の今宮小学校の校区内の見守り隊に協力いただきたいとの依頼を受け、協力している。

金融機関の場所、立地条件など、いろいろあると思うので、そういう要請があれば、長時間は無理かもしれないが、協力できる金融機関などはあるのではないかと感じた。

＜委員＞

災害ということで、「水辺の安全教室」の開催を検討している。例えば、子どもが川、海で、サンダルが流れて、追いかけていき、亡くなるようなケースがある。そのような状況ではサンダルを拾いに行ってはいけないということなどを、親が子どもにしっかりと伝えられるよう、このような教室を、経済産業省の「LED(レッド)関西」というイベントのファイナリストが実施している。

新型コロナウイルスの影響でできていないが、今後、小学生向けバスケットボール教室等も開催を検討している。ご要望があれば検討したり、ご紹介することができるので、子ども向け教室開催を参考にしていただけたらと考えている。

＜委員＞

今の議論、話を伺って、改めての話だが、教育支援協働という新しい学会もできている。学校が、本当の意味で色々な民間の諸団体、あるいは地域の人と連携するなど、社会が変わっていかないと対応できない問題が種々現れてきているイメージが非常に強くなっていると感じている。

先生方に対しては、働き方改革等の動きがある一方で、子どもたちを守るという視点から言うと、もう学校だけでは出来ないことが、本当に多くなってきたと感じている。数年前に策定した目標の時には、まだ意識できてなかったところも、今後柔軟に地域の財産や人的財産を学校が中心ではなく、いわゆる協働というようなイメージで、何かできることを探って行き、学校が地域から一方的に援助してもらう関係でなく、同じ主体性を持って進めていくような取組みが、必要であると感じた。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

自然災害を地域と連携してということで、これに関して充実していくという見解が述べられた。

地域安全センター府内975校区に設置していくということであるが、より一層役割について周知徹底を図ってまいると事務局からの見解が述べられた。

警察と連携した安全教育の実施についてのご意見。子どもの見守りについて、委員からも企業体として子どもの見守り、あるいは水辺の安全の視点で連携を図ってまいりたいという、ご要望、ご意見があった。

今後の策定にも関わるが、社会総がかりで教育支援協働活動というものが求められている点や先生方の働き方改革も踏まえ、もう学校だけが抱え込むということではなく、あらゆる層で、子どもの安全安心を守っていくことが大事ではないか、という提言や意見があった。

このような意見を審議会の意見として、今後とも事務局で取りまとめ反映させていただければと思う。

（３）閉会

　○次回審議会は、8月１２日（木）10時からである旨を事務局から説明した。